

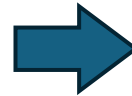
地方公務員共済組合における  
制度改革について

## 1. 子ども・子育て支援納付金の概要

- 政府が医療保険者から徴収する子ども・子育て支援納付金については、令和8年度から徴収が開始される。
- 組合においては、短期分や介護分の掛金・負担金とあわせて、子ども・子育て支援納付金分の掛金・負担金を組合員・地方公共団体から徴収することとなる。

【～令和7年度】

短期給付に 要する費用	短期分	掛金 1/2 負担金1/2
	介護分	



【令和8年度～】

短期給付に 要する費用	短期分	掛金 1/2 負担金1/2
	介護分	
	子ども・子育て支援納付金分	

## 2. 子ども・子育て支援納付金に係る掛金率の設定方法

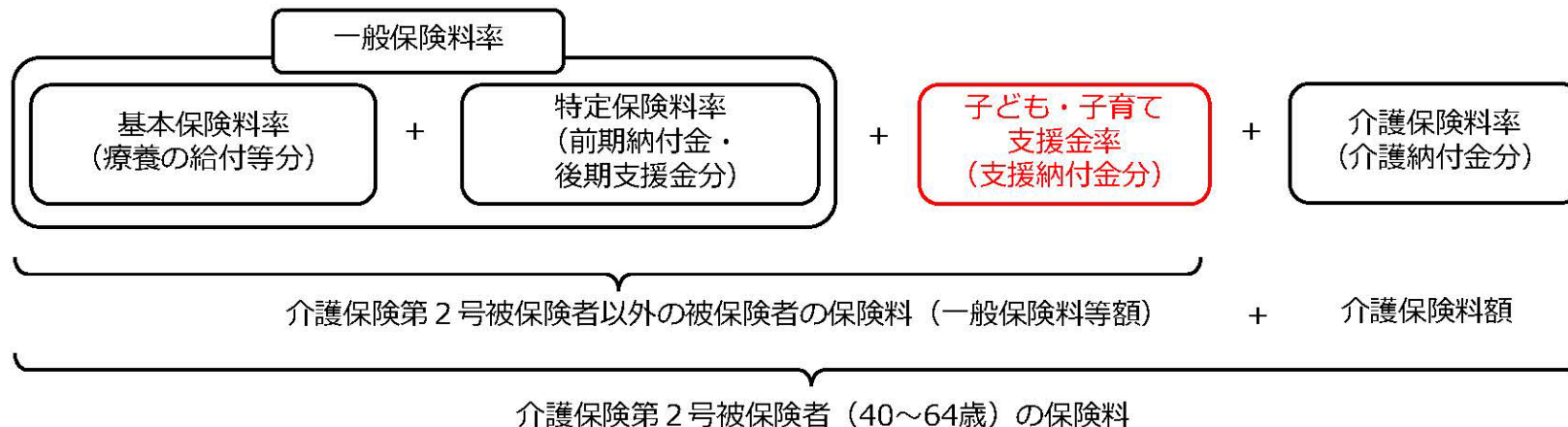
- 法令の規定 : 政令で定める率<sup>※1</sup>を超えない範囲で、定款で定める
- 実務上の取扱い: 国が各保険者に対して示す一律の率(0.23%)を用いる<sup>※2</sup>

(※1) 0.125%

(※2) 上記一律の率は、被保険者と事業主の合計の負担率であることから、令和8年度は、被保険者1人あたりの掛金率は0.115%となる。

- 社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤にしてともに支え合う仕組みである。子ども・子育て支援金制度もこうした連帯によって、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組みであり、支援金は保険料と整理される。
- 健康保険法においては、子ども・子育て支援金に係る料率は、医療保険上の給付や介護保険に係る保険料率とは区分した上で、保険料の一部として規定することとしている。

(参考) 改正後の健康保険法上の保険料に係る整理



※ 我が国の社会保険制度は、民間の保険制度を参照しつつ、国民の生活保障という社会政策目的達成の見地から修正したものであり、その具体的な給付・反対給付の在り方については様々な例がある。

また、医療保険制度は、疾病、負傷等のみならず出産に関する保険給付を行うことを目的とし、出産に関する保険給付には、出産を理由とする所得補償（出産手当金）も含むなど、その射程が広範であり、加えて、近年、介護納付金や出産育児支援金といった仕組みが加わるなど、歴史的にも徐々に広がりをもってきている。加えて、医療保険制度は賦課対象者が広く、全ての世代による連帯の仕組みとなっている。

今回支援金を充てることとしている事業は、幅広く給付されるものであるとともに、その実施により、少子化・人口減少に歯止めをかけ担い手を維持することを通じて医療保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に係る重要な受益となる。これはひいては被保険者としても受益するものと考えており、医療保険制度の射程内とみなすことができるもの。

※ 他方で、法律上保険料として規定しても、少子化対策のために法定される事業に充てるものとして、一般保険料とは区分されており（介護保険料と同様）、医療保険料の流用には当たらない。

(参考) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案附帯決議（R6. 4. 18衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会）（抄）

四 子ども・子育て支援金は、医療保険料や介護保険料とは区分して子ども・子育て支援金率が設定されることから、医療保険料等とは異なるものであることを健康保険者等に周知すること。子ども・子育て支援納付金の納付義務を負う健康保険者等のうち、被用者保険等保険者については、同納付金の負担が被保険者の標準報酬総額に応じた額となることから、子ども・子育て支援金率の基礎として国が実務上一律の支援金率を示す取扱いを堅持すること。

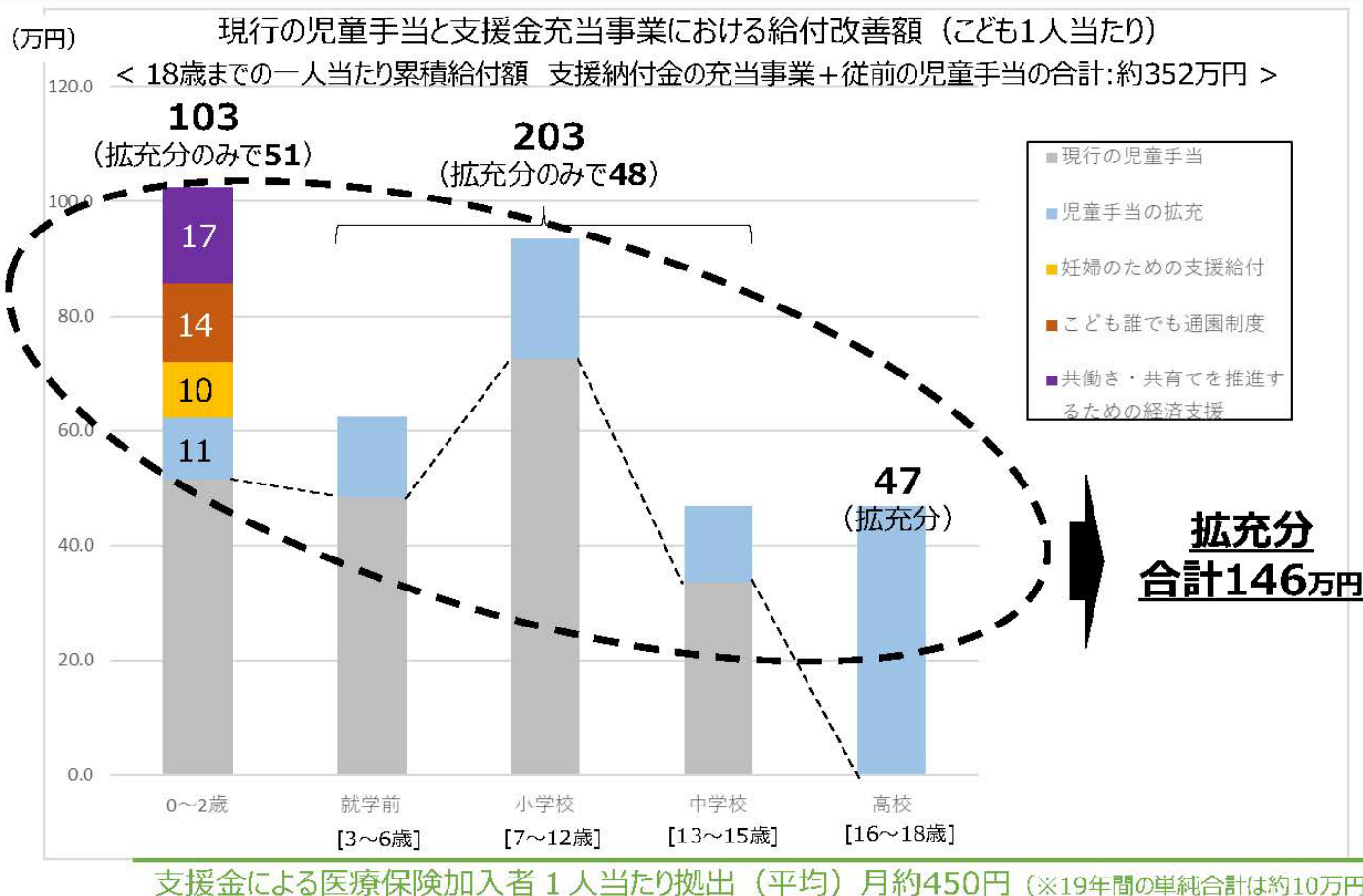
# 支援金制度の創設による子ども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）

出典：子ども家庭庁HP

○ 子ども・子育て支援金制度の創設による子ども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）は約146万円。なお、現行の平均的な児童手当額約206万円とあわせると、合計約352万円となる。

※ 子ども・子育て支援納付金の充当事業（児童手当（今般の拡充分に限る）、妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金の制度化）、子ども誰でも通園制度、共働き・子育てを推進するための経済支援）について、実際の給付状況は子どもや世帯の状況により様々であるが、各給付の事業費を対象となる子どもの数で割って合計。

※ 「加速化プラン」（総額3.6兆円）の支援強化には、これら以外にも様々なものがある。



※ 年齢別にそれぞれの制度における1人当たり給付の平均額(令和10年度所要額(見込))を基とした対象年齢ごとの単純平均額を算出し、各期間について合計したもの。現行の児童手当額は、令和2年度児童手当事業年報の実績値に基づく平均単価を計上。

※ 共働き・子育てを推進するための経済支援は、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除を指す。

※ 児童手当については拡充分(所得制限撤廃、高校生年代への延長、多子加算の増額)を含む全体に支援納付金が充当されるほか、子ども・子育て拠出金・公費も充当。子ども誰でも通園制度については、支援納付金・公費を充当。また、支援金の総額1.0兆円(令和10年度)をベースに、低所得者軽減等のために投入される公費や各給付に充当される公費等も加えた給付額(総額約1.5兆円)をベースに試算。

## 1. 改正の概要

### (1) 医師手当拠出金の創設について

- 今後も一定の定住人口が認められるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少スピードの方が早い地域など、人口規模、地理的条件、今後の動態等から、**医療機関の維持が困難である「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」<sup>\*</sup>に派遣される医師及び従事する医師へ手当増額の支援(医師手当事業)を行う。**

※ 重点医師偏在対策支援区域(仮称)については、都道府県において、厚生労働省が提示した候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、今後の人口動態等を考慮して、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して、区域を選定する。

- **医師手当事業に要する費用**については、**保険者から徴収する拠出金(医師手当拠出金)をもって充てる。**
- 医師手当拠出金に係る各保険者の負担は、把握できる直近の年度の**診療報酬支払実績**に応じて**按分され、短期分の掛金・負担金として徴収される。**

### (2) 医療保険者等が意見を述べることができる仕組みの構築に関する検討について

- 政府は、都道府県が医師手当事業を行うに当たり、**保険者協議会その他の医療保険者等が意見を述べる**ことができる**仕組みの構築**について**検討**を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 2. 施行期日

- (1): 公布後3年以内に政令で定める日
- (2): 公布日(令和7年12月12日)

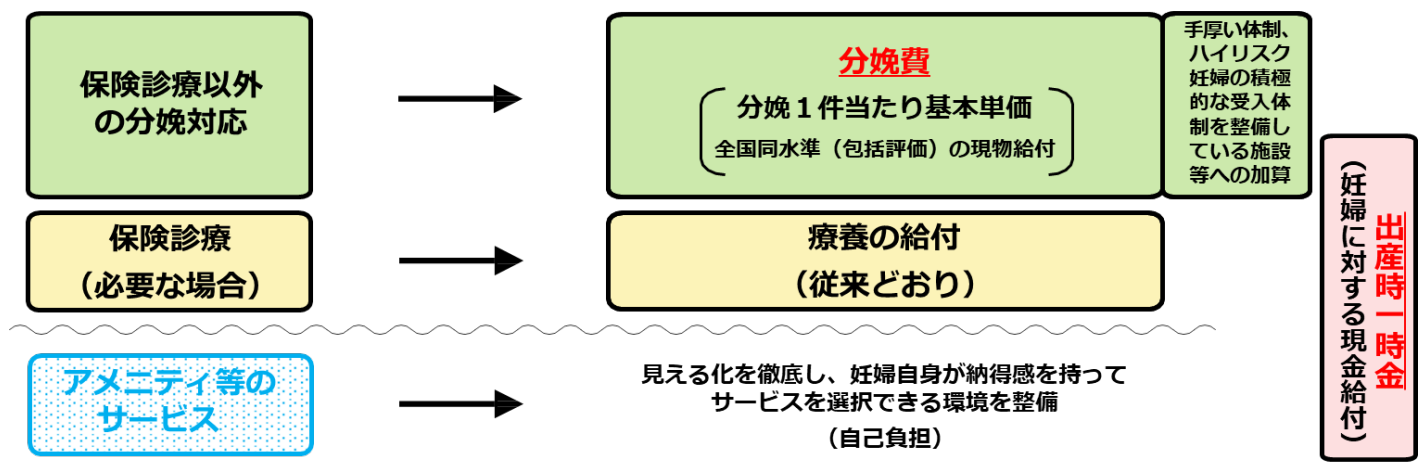
### 1. 改正の趣旨

- 持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図るため、健康保険法において、出産に係る給付体系の見直し、一部保険外療養の創設等の改正が行われる。
- 健康保険法の改正にあわせて、地方公務員等共済組合法においても所要の改正を行う(国家公務員共済組合法と同様)。

### 2. 改正の概要

#### 1. 出産に係る給付体系の見直し【公布後2年以内に政令で定める日施行】

- 出産した組合員に対する現金給付である「出産費」(原則50万円)に代えて、分娩の手当に要する費用(全国同水準)を分娩取扱保険医療機関等に支給する「分娩費」を創設する。
- 併せて、出産に伴うその他の費用の経済的負担の軽減を行うために、出産した組合員に対する現金給付である「出産時一時金」を創設する。

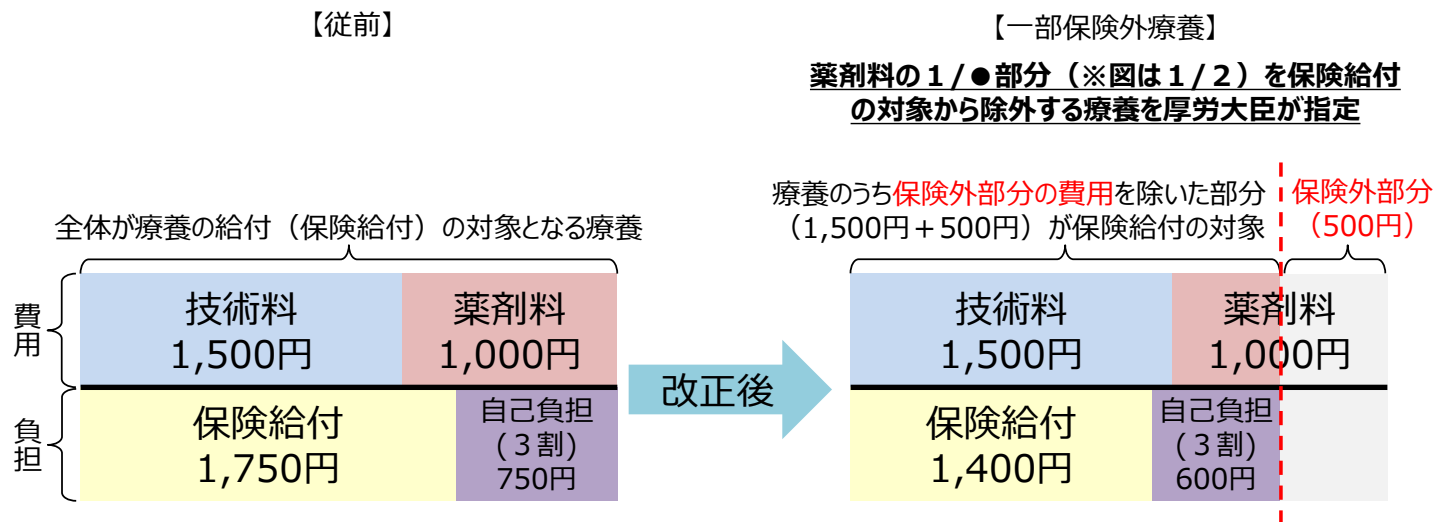


※施設の選択により、当分の間、現行制度(出産費)の適用を受けることも可能とする。  
(当該施設で出産した場合、現行どおり、出産費を支給)

## 2. 一部保険外療養の創設【公布後1年以内に政令で定める日施行】

○ OTC医薬品(※)との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、一部を保険給付の対象外とする「一部保険外療養」を創設する。

※ 医師による処方せん等を必要とせず一般の人が薬局等で購入し、自らの判断で使用することを前提とする医薬品。



## 3. 高額療養費の支給要件等に関する考慮事項の明確化【令和8年8月1日施行】

○ 高額療養費の支給要件等(政令事項)を定める際には、特に長期療養者の家計への影響が適切に考慮されるよう、法律上明確化する。

### 1. 改正の背景

- 成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)において、約束手形の利用の廃止について「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求める」とされたことを受け、(一社)全国銀行協会は同年7月19日に「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定・公表した。
- この計画を受け、大手金融機関等では、令和7年9月30日をもって手形・小切手帳の発行申込を終了し、手形・小切手は令和8年度末に利用廃止となる予定。
- 現行の地方公務員等共済組合法施行規程(以下「地共済法施行規程」という。)は、共済組合の支払方法として、小切手を原則とした上で、例外的な支払方法(現金支払、振込・口座振替)を規定。また、現金支払を行う場合の現金化の手段として、小切手による銀行口座からの引出しを規定。小切手帳の発行申込の終了を踏まえ、小切手に代わる支払方法の原則・現金化の手段を規定する必要。

### 2. 共済組合の支払方法の現状

- ・振込・口座振替：約95% 例. 長期・短期給付の支払い、公共料金の支払い
- ・現金支払：約5% 例. 切手の購入、収入印紙、パスモのチャージ

支払方法	原則	小切手
	例外	現金、振込・口座振替
現金化の手段		小切手

※小切手は支払方法としては用いられていないものの、現金化の手段として用いられている。

### 3. 改正の概要

- 支払方法については、事故防止の観点から、振込・口座振替を原則とする。また、共済組合の支払方法として小切手は用いられていないため、小切手を削除する。
  - 現金支払を行う場合における現金化の手段については、「払戻請求書による銀行口座からの引出し」を追加(※)する。また、共済組合において小切手が使用されていることから「小切手による銀行口座からの引出し」を存置する。
- ※ 払戻請求書が法令に根拠のある書類でないことを踏まえ、地共済法施行規程では「主務大臣の定める方法」とした上で、地方公務員等共済組合法運用方針において「払戻請求書による銀行口座からの引出し」を規定。

### 4. 公布日等

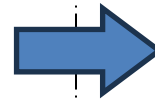
公布日：令和7年9月30日

施行日：令和7年10月1日

# 支払方法・現金化の手段（改正前後の比較）

【～令和7年9月30日】

支払方法	原則	小切手（※1）
	例外	現金 振込・口座振替
現金化の手段		小切手（※1）



【令和7年10月1日～】

支払方法	原則	振込・口座振替
	例外	現金
現金化の手段		小切手（※1）、 払戻請求書（※2）

## （※1）小切手事務の取扱い

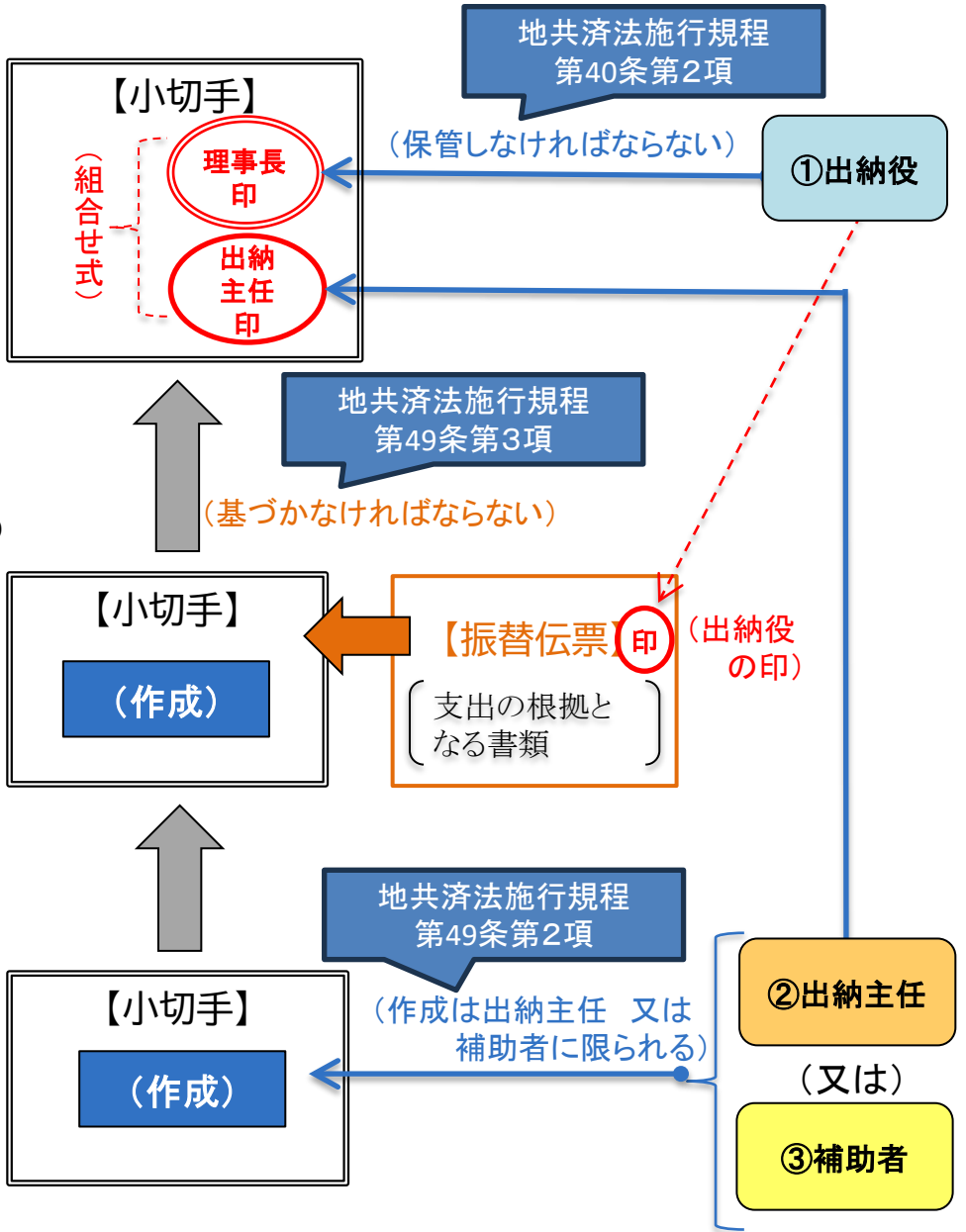
- ・小切手帳の保管及び小切手の作成は、出納主任又はその指定する補助者でなければ行なうことができない。  
（地共済法施行規程第49条第2項）
- ・小切手は、出納役が印を押した当該取引に係る伝票に基づかなければ振り出すことができない。  
（地共済法施行規程第49条第3項）

## （※2）払戻請求書の取扱い ※運用方針に新たに規定

- ・取引金融機関に登録した登録印鑑の印を押した払戻請求書を取引金融機関に提出する。  
（地共済法運用方針第48条関係第2項第2号）**[新設]**
- ・払戻請求書の作成は、出納主任又はその指定する補助者でなければ行なうことができない。  
（地共済法運用方針第48条関係第2項第3号）**[新設]**
- ・払戻請求書は、出納役が印を押した当該取引に係る伝票に基づかなければ振り出すことができない。  
（地共済法運用方針第48条関係第2項第4号）**[新設]**

# 現金化手段（小切手・払戻請求書）に係る不正防止

## 《小切手》



## 《払戻請求書》

